

令和8年度 第1回名寄市総合計画審議会（書面）開催結果

(1) 会長・副会長選出について(承認 30 人、否認 0 人)

→原案のとおり承認されました。

(2) 議事(1)専門部会の設置について(承認 30 人、否認 0 人)

→原案のとおり承認されました。

(3) 議事(2)専門部会所属委員の指名について(承認 30 人、否認 0 人)

→原案のとおり承認されました。

(4) その他

【意見】

・将来像(案)の「ここがいい」ではなく「ここがいい」というフレーズが心の中に残り、これに沿った立案・計画が出来ればよいと思います。

→選出中としておりました委員1名につきまして、名寄市環境保全事業協同組合より吉田 豊理事を推薦いただき、ご本人に承諾を得ましたので、令和8年4月1日付けで委嘱いたしました。

吉田委員につきましては、「総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会」に所属いただき、議論にご参画いただきます。

第1回 名寄市総合計画審議会

日時：令和8年4月1日（水）

1 開 会

第1回名寄市総合計画審議会については、現在次期総合計画の策定について専門部会での議論を進めていることから、会長・副会長の選出・専門部会の設置・専門部会所属委員の指名について、書面協議とさせていただきます。

2 委嘱状交付

本来、加藤市長より委員の皆様にご直接委嘱状の交付をさせていただくところですが、委嘱状を郵送させていただきますことをご了承下さいますようお願いいたします。

3 会長・副会長選出 [資料1]

「資料1-1」審議会条例第5条の規定により、会長1名、副会長2名を委員の互選により定めることとなっており、令和7年度から取り進めている、次期総合計画の策定議論中であることから、前期会長・副会長を引き続きの選出としたい。

会長：結城 佳子委員 副会長：遠藤 貴広委員 副会長：石田 十羽完委員

※以下の議事については、「1. 会長・副会長選出」の承認が得られた際に有効といたします。

4 議 事

(1) 専門部会の設置について [資料2]

専門部会の設置については、審議会条例施行規則第2条第1項の規定により、会長が審議会に諮り設置することとなっております。

令和7年度から引き続き、資料2のとおり専門部会を設置することとしてよいか。

(2) 専門部会所属委員の指名について[資料3]

専門部会に属すべき委員については、審議会条例第7条第2項の規定により、会長が指名することとされております。

資料3のとおり専門部会所属委員を指名することとしてよいか。

5 そ の 他

次回以降の審議会について、メールでのご案内を希望される場合は、別紙提出用紙にメールアドレスをご記載下さいますようお願いいたします。

なお、別紙報告用紙は4月9日（木）までに事務局までFAXもしくはメールでご報告下さいますようお願いいたします。

FAX : 01654-2-5644 メール : ny-sousei@city.nayoro.lg.jp

6 閉 会

第1回名寄市総合計画審議会の書面会議を終了させていただきます。これから2年間の任期となりますがよろしくお願いたします。

[会議資料]

- ・ 資料1-1 名寄市総合計画審議会条例
- ・ 資料1-2 名寄市総合計画審議会条例施行規則
- ・ 資料2-1 名寄市総合計画審議会専門部会の設置について(案)
- ・ 資料2-2 名寄市総合計画審議会の組織概要
- ・ 資料3 名寄市総合計画審議会専門部会委員名簿(案)
- ・ 名寄市総合計画審議会委員名簿
- ・ 提出用紙

名寄市総合計画審議会委員名簿

【任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日】

No.	団体名等	役職等	氏名
1	名寄市立大学	教授	結城 佳子
2	名寄市立大学	准教授	今野 聖士
3	名寄市立大学	准教授	清水 幸子
4	梅野 博・新・圭介事務所	司法書士	梅野 圭介
5	道北なよろ農業協同組合	代表理事専務	小川 和則
6	上川北部森林組合	専務理事	田中 英彰
7	名寄商工会議所	専務理事	臼田 進
8	名寄商工会議所青年部	会長	鎌塚 英明
9	風連商工会	事務局長	浅野 弘幸
10	名寄青年会議所	直前理事長	古家 健一
11	北星信用金庫	執行役員本店長	木全 哲也
12	FMなよろ	局長	伊藤 美和子
13	連合北海道名寄地区連合会	会長	坂上 義幸
14	名寄市情報公開・個人情報保護審査会	副会長	安達 百合子
15	名寄市総務部	参与	守岡 ダニエル 武雄
16	一般社団法人Nスポーツコミッションなよろ	会長	遠藤 貴広
17	町内会連合会	副会長	久保 和幸
18	男女共同参画推進委員会	委員	鳥谷 由美
19	名寄市環境保全事業協同組合	理事	吉田 豊
20	幼児教育・保育振興会	会長	上西 靖子
21	障害者自立支援協議会	委員	成田 勇一
22	食生活改善協議会	会長	酒井 洋子
23	道北なよろ農業協同組合	理事	松本 和俊
24	名寄市都市計画審議会	会長	石田 十羽完
25	名寄建設業協会	副会長	高橋 直樹
26	名寄市校長会	会長	桑内 寿則
27	病院運営委員会	委員	松前 聡美
28	公募		桑原 隆太郎
29	公募		佐藤 喜代枝
30	公募		森 和季

○名寄市総合計画審議会条例

平成29年12月20日条例第33号

名寄市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 総合計画及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合計画及び総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第1号に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認める場合には、委員ではない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、各分野の政策及び事業についての調査審議を付託するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(名寄市総合計画策定審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 名寄市総合計画策定審議会条例（平成18年名寄市条例第225号）

(2) 名寄市総合計画推進市民委員会条例（平成19年名寄市条例第28号）

○名寄市総合計画審議会条例施行規則

平成30年3月19日規則第8号

改正

平成30年10月15日規則第34号

平成31年3月31日規則第11号

令和4年3月31日規則第34号

名寄市総合計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規定による専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。

2 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときに、その職務を代理する。

5 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

6 専門部会の会議は、部会長が招集する。

7 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第3条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は市長が担当する。

(所掌事務)

第4条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月15日規則第34号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年3月31日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第34号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名寄市総合計画審議会専門部会の設置について(案)

名寄市総合計画審議会条例第7条第1項及び同条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、審議会に設置する専門部会を次のとおりとする。
 名寄市総合計画審議会条例施行規則第3条各項の規定に基づき、各専門部会の事務局の機構を次のとおりとする。

専門部会名	事務局	主 幹	副 主 幹	庶務担当
総合政策部会	総合政策部	総合政策部長	総合政策室長	総合政策課長
総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	総務部 総合政策部 市民部 教育部 市立大学事務局 消防署	総務部長	総合政策部長 市民部長 教育部長 市立大学事務局長 総務部次長 総合政策室長 市民部次長 (衛生施設事務組合) 消防署長	総務課長 市民課長 教育総務課長 大学事務局総務課長 消防署庶務課長
保健・医療・福祉部会	健康福祉部 市立総合病院事務部	健康福祉部長	市立総合病院事務部長 健康福祉部次長 こども・高齢者支援室長 市立総合病院事務部次長	社会福祉課長 病院事務部総務課長
産業経済・都市基盤整備・交通部会	総合政策部 経済部 建設水道部 農業委員会事務局	経済部長	総合政策部長 建設水道部長 総合政策室長 産業振興室長 建設水道部次長 建設水道部次長 (上下水道室長) 農業委員会事務局長	農務課長 都市整備課長

名寄市総合計画審議会の組織概要

1 目的 市長の諮問に応じて総合計画について審議し、その結果を市長に答申する。

2 組織機構 審議会の組織機構は次のとおり。

名寄市総合計画審議会				
【構成】		【役員等】		
学識経験者	4名	会長	1名	
関係団体の代表者	23名	副会長	2名	
公募者	3名	委員	27名	
		計	30名	
【専門部会】				
区分	総合政策部会※	総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	保健・医療・福祉部会	産業経済・都市基盤整備・交通部会
構成人数	12名※	10名	10名	10名
うち部会長	審議会会長	1名	1名	1名
うち副部会長	審議会副会長	2名	2名	2名
※ 審議会の会長、副会長及び総合政策部会を除く各専門部会の部会長、副会長は総合政策部会にも属するものとする。 ※ 総合政策部会の構成人数には、会長、副会長及び総合政策部会を除く各専門部会の部会長、副会長を含む。				
【事務局】 「名寄市総合計画審議会条例施行規則」第3条各項、第4条及び第5条の規定に基づき、審議会事務局の組織及び庶務を次のとおりとする。				
事務局長	市長			
審議会庶務	総合政策部総合政策室総合政策課			
部会名	総合政策部会	総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	保健・医療・福祉部会	産業経済・都市基盤整備・交通部会
主幹	総合政策部長	総務部長	健康福祉部長	経済部長
副主幹	・総合政策室長	・総合政策部長 ・市民部長 ・教育部長 ・市立大学事務局長 ・総務部次長 ・総合政策室長 ・市民部次長 （衛生施設事務組合） ・消防署長	・市立総合病院事務部長 ・健康福祉部次長 ・こども・高齢者支援室長 ・市立総合病院事務部次長	・総合政策部長 ・建設水道部長 ・総合政策室長 ・産業振興室長 ・建設水道部次長 ・建設水道部次長 （上下水道室長） ・農業委員会事務局長
構成部局	・総合政策部	・総務部 ・総合政策部 ・市民部 ・教育部 ・市立大学事務局 ・消防署	・健康福祉部 ・市立総合病院事務部	・総合政策部 ・経済部 ・建設水道部 ・農業委員会事務局
部会庶務	総合政策課長	・総務課長 ・市民課長 ・教育総務課長 ・大学事務局総務課長 ・消防署庶務課長	・社会福祉課長 ・病院事務部総務課長	・農務課長 ・都市整備課長

名寄市総合計画審議会専門部会委員名簿(案)

名寄市総合計画審議会条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、各専門部会に属すべき委員を指名する。

総合政策部会	総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会		保健・医療・福祉部会		産業経済・都市基盤整備・交通部会	
氏名	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
審議会 会長	遠藤 貴広	審議会副会長	結城 佳子	審議会会長	石田 十羽完	審議会副会長
同上副会長	今野 聖士	部会長	上西 靖子	部会長	高橋 直樹	部会長
同上副会長	伊藤 美和子	副部会長	成田 勇一	副部会長	小川 和則	副部会長
総務・市民生活環境・ 教育文化スポーツ部会長	守岡ダニエル武雄	副部会長	松前 聡美	副部会長	鎌塚 英明	副部会長
同上副部会長	安達 百合子		梅野 圭介		浅野 弘幸	
同上副部会長	鳥谷 由美		松本 和俊		臼田 進	
保健・医療・福祉部会長	清水 幸子		酒井 洋子		木全 哲也	
同上副部会長	桑内 寿則	新委員	坂上 義幸		田中 英彰	
同上副部会長	久保 和幸	新委員	桑原 隆太郎	新委員	古家 健一	
産業経済・都市基盤整備・ 交通部会長	吉田 豊	新委員	佐藤 喜代枝	新委員	森 和季	
同上副部会長	合計	10名	合計	10名	合計	10名
同上副部会長						
合計 12名						

※審議会の会長、副会長及び総合政策部会を除く各専門部会の部会長、副部会長は総合政策部会にも属するものとする。

第1回総合計画審議会 提出用紙

1. 会長・副会長選出

「資料1-1」審議会条例第5条の規定により、会長1名、副会長2名を委員の互選により定めることとなっており、令和7年度から取り進めている、次期総合計画の策定議論中であることから、前期会長・副会長を引き続きの選出としたい。

・会長 に 結城 佳子 委員

・副会長 に 遠藤 貴広 委員 および 石田 十羽完 委員

を選出することについて

■ 承認 (する ・ しない)

ご意見などがございましたら、ご記入ください。

※以下の議事については、「1. 会長・副会長選出」の承認が得られた際に有効といたします。

2. 議事(1) 専門部会の設置について

資料2のとおり、専門部会を設置することについて

■ 承認 (する ・ しない)

ご意見などがございましたら、ご記入ください。

3. 議事(2) 専門部会所属委員の指名について

資料3のとおり、専門部会に属すべき委員について

■ 承認 (する ・ しない)

ご意見などがございましたら、ご記入ください。

4. その他

ご意見などがございましたら、ご記入ください。

令和8年4月 日

委員氏名： _____